

入札説明書

雲南公共職業安定所エレベーター設備改修工事

島 根 労 働 局
総 務 部 総 務 課

「雲南公共職業安定所エレベーター設備改修工事」に係る入札公告（令和6年12月10日付）に基づく一般競争入札等については、関係法令に定めるもののほか、この入札説明書によるものとする。

1 契約担当官等

支出負担行為担当官 島根労働局総務部長 森岡 巨博

調達機関番号 017

所在地番号 32

2 工事内容等

- (1) 工事件名 雲南公共職業安定所エレベーター設備改修工事
- (2) 仕様書等 別添1の仕様書による。
- (3) 工事場所 別添1の仕様書による。
- (4) 工事完了期限 別添1の仕様書による。
- (5) 入札方法

落札者の決定は、最低価格落札方式をもって行い、入札金額は総価で行う。なお、入札書に記載された金額に当該金額の当該金額の10パーセントに相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときはその端数を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の110分の100に相当する金額を記載した入札書を提出しなければならない。

- (6) 入札保証金及び契約保証金 免除

3 競争参加資格

- (1) 予算決算及び会計令（以下「予決令」という。）第70条の規定に該当しない者であること。なお、未成年者、被保佐人又は被補助人であって、契約締結のために必要な同意を得ている者は、同条中、特別の理由がある場合に該当する。
- (2) 予決令第71条の規定に該当しない者であること。
- (3) 令和5・6年度の厚生労働省競争参加資格（建設工事）において、「機械器具設備」で「A」等級から「C」等級までに格付けされ、中国地域の競争参加資格を有する者であること。
- (4) 社会保険等（厚生年金保険、健康保険（全国健康保険協会が管掌するもの）、船員保険、国民年金、労働者災害補償保険及び雇用保険をいう。）に加入し、該当する制度の保険料の滞納が直近2年間に無いこと。
- (5) 資格審査申請書又は添付書類に虚偽の事実を記載していないと認められる者であること。
- (6) 経営の状況又は信用度が極度に悪化していないと認められる者であること。
- (7) 厚生労働省から指名停止の措置を受けている期間に該当しないもの。
- (8) 次に掲げる基準を満たす主任技術者を当該工事に配置できること。

ア 建設業法第26条の規定により、受注者が工事現場ごとに設置しなければならない主任技

術者については、建設業法第7条第2号イ、ロで定める者又は技術士（機械部門に係るもの）と同等以上の能力を有すると認定した者であること。

イ 配置予定の主任技術者にあつては直接的かつ恒常的な雇用関係にあること。

(9) 入札書提出時において、過去2年間に労働基準法、職業安定法他労働関係法令に違反していないこと。（これらの法令に違反して是正指導を受けたもののうち、入札書提出時までには是正を完了しているものを除く。）

(10) その他、予決令第73条の規定に基づき、支出負担行為担当官が定める資格を有する者であること。

4 入札に係る問い合わせ等

(1) 仕様書に関する問い合わせ先

〒690-0841 島根県松江市向島町134-10 松江地方合同庁舎5階

島根労働局総務部総務課会計第三係 担当：樋口

電話：0852-20-7008（直通）

電子メール：higuchi-rieko@mhlw.go.jp

(2) 契約条項および本入札に関する問い合わせ先

〒690-0841 島根県松江市向島町134-10 松江地方合同庁舎5階

島根労働局総務部総務課会計第一係 担当：岸本

電話：0852-20-7006（直通）

電子メール：kishimoto-mizuki.u56@mhlw.go.jp

(3) 入札説明会及び入札に関する質問について

島根労働局HPから、この入札説明書、仕様書等の交付を受けた者は、必ず下記6あて別紙8により受領した旨を連絡すること。

入札説明会は開催しないため、仕様書等に関する質問がある場合は、上記（1）の連絡先へ令和7年1月14日（火）12時00分までに原則メールにて問い合わせること（期限厳守）。

なお、メールの件名は、本工事に係る入札参加を検討している者であることが分かるものとし、メールの本文に所属・氏名・電話番号を記載すること。

ただし、簡易な質問については、電話により行うことも可能とする。

質問した者への回答は適宜行うこととするが、重要事項と当局が判断した回答事項については、入札説明書を交付した全ての者に通知する。

文章では表現しづらい部分もあるため、入札の前日までには疑義等を全て解消しておくこと。

5 入札参加申請等

この一般競争に参加を希望する者は、以下の書類を下記6の期限までに電子調達システムにより提出しなければならない。（当該システムで以下の書類を提出しなかった場合、当該システムでの入札ができなくなるので注意する

こと。)ただし、紙により入札の参加を希望する場合には、下記6へ郵便（書留郵便に限る）により提出すること。

- 提出書類
- ①一般競争参加資格審査結果通知書（建設工事）の写し
 - ②一般競争入札参加申込書（別紙3）
 - ③暴力団排除等に関する誓約書（別紙4）
 - ④直前の社会保険料領収証書の写し又は年金事務所長から証明を受けた社会保険料納入確認（申請）書等、社会保険料を支払ったことが確認できる書類の写し
 - ⑤直前の労働保険納付書の写し又は労働保険料を支払ったことが確認できる書類の写し
 - ⑥自己申告書（別紙5）

また、紙による入札方式で参加を希望する者は、

- ⑦「電子調達案件の紙入札方式での参加について」（別紙6）
- ⑧「開札承諾書」（別紙7）

6 関係書類提出期限及び提出場所

提出場所 〒690-0841 島根県松江市向島町134番10 松江地方合同庁舎5階
島根労働局総務部総務課会計第一係 担当：岸本 電話 0852-20-7006

紙により入札に参加する場合は、郵便（書留郵便に限る）により提出（必着）すること。

提出期限 令和7年1月15日（水）17時00分

7 入札書の提出場所等

入札書は、電子調達システムにより提出するものとする。ただし、紙により入札の参加を希望する場合には、上記6へ事前に申し出ること。

また、電子調達システムによる入札の場合には、当該システムに定める手続きに従い、提出期限までに入札書を提出しなければならない。

なお、入札者は、その提出した入札書の引換え、変更又は取り消しをすることはできない。

(1) 電子調達システムにより入札を行う場合

① 入札書の提出期限

令和7年1月15日（水）17時00分

電子調達システムに到着するよう提出すること。なお、当該システムにより応札する場合には、通信状況により提出期限時間内に入札書が到着しない場合があるので、時間の余裕をもって行うこと。

(2) 紙により入札を行う場合

① 入札書の提出期限

令和7年1月15日（水）17時00分

郵便（書留郵便に限る。）により提出（必着）すること。

② 入札書の提出場所

上記6に同じ。

③ 入札書の提出方法

入札書は別紙1にて作成し、入札書を直接に提出する場合は封筒に入れ封印し、かつその封皮に氏名（法人の場合はその名称又は称号）、宛名（島根労働局支出負担行為担当官あてと記載）及び「令和7年1月16日開札〔雲南公共職業安定所エレベーター設備改修工事〕の入札書在中」と朱書しなければならない。（※入札書等の書類の日付は全て提出日を記入することとする。）

- ④ 郵便（書留郵便等に限る。）により提出する場合は、二重封筒とし表封筒に「雲南公共職業安定所エレベーター設備改修工事」の入札書在中」と朱書きし、中封筒の封皮には直接に提出する場合と同様に氏名等を記し、上記②宛に入札書の受領期限までに送付しなければならない。

なお、電報、ファクシミリ、電話その他の方法による入札は認めない。また、この入札に参加を希望する者は、入札書の提出時に、支出負担行為担当官が別に指定する暴力団等に該当しない旨の誓約書を提出しなければならない。

（3）入札の無効

次の各項目の一に該当する入札は無効とする。

- ① 競争に参加する資格を有していないものによる入札。
- ② 委任状を提出しない又は電子調達システムに定める委任の手続きを終了していない代理人による入札。
- ③ 書面による入札において記名押印（外国人又は外国法人にあっては、本人又は代表者の署名をもって代えることが出来る。）を欠く入札。
- ④ 金額を訂正した入札。
- ⑤ 入札書及び入札書別紙に計算誤りのある入札。
- ⑥ 誤字、脱字等により意思表示が不明瞭である入札。
- ⑦ 明らかに連合によると認められる入札。
- ⑧ 同一事項の入札について、他人の代理人を兼ね、又は2者以上の代理をした者の入札。
- ⑨ 入札者に求められる義務を満たすことの証明書が契約担当官等の審査の結果、採用されなかった入札。
- ⑩ 入札書の提出期限までに到着しない入札。
- ⑪ 別紙4の暴力団排除等に関する誓約書を提出せず、又は虚偽の誓約をし、若しくは誓約書に反することとなった者の入札。
- ⑫ その他入札に関する条件に違反した入札。

（4）入札の延期等

入札者が相連合し又は不穩の挙動をする等の場合であって、競争入札を公正に執行することができない状態にあると認められるときは、当該入札を延期し、又はこれを取りやめることがある。

（5）代理人等（代理人又は復代理人）による入札

- ① 代理人が電子調達システムにより入札する場合には、当該システムで定める委任の手続きを終了しておかなければならない。

技術資料の提出等をシステム上において行う場合には、当初の手続きをする時点までに委任の手続きを完了させておくこと。

なお、電子入札においては、復代理人による応札は認めない。

- ② 代理人が紙により入札する場合には、入札書に競争参加者の住所、商号又は名称及び代表者氏名を記入し、代

理人の氏名等を記入し押印（外国人の署名を含む。）するとともに、入札書提出時までに別紙2-1、2-2の様式による代理委任状を提出しなければならない。

なお、別紙2-1について、委任者が法人等の場合、代表者の証明でなければならない。（支店長や支所長の証明不可。）

- ③ 入札者又はその代理人は、本件調達にかかる入札について他の入札者の代理人を兼ねることができない。

8 開札の日時場所

- (1) 開札及び開札結果公表の日時及び場所

令和7年1月16日（木）10時00分

松江地方合同庁舎5階 島根労働局総務部総務課

なお、開札による立ち会いは実施しない。

- (2) 電子調達システムによる入札の場合

当該システムにより入札書を提出した場合には、立ち会いは不要であるが、入札者又はその代理人は、開札時刻には端末の前で待機しておくものとする。

- (3) 紙による入札の場合

- ① 開札は郵便（書留郵便に限る）による入札書の提出で行う（入札書の提出期限及び場所は上記7（2）のとおり）。
- ② 事前に「電子調達案件の紙入札方式での参加について」（別紙6）及び「開札承諾書」（別紙7）を提出しておくこと。
- ③ 開札結果については、電話または電子メールで入札参加者に知らせるものとする。
- ④ 開札は、入札者又はその代理人等の立会いは実施しないため、入札事務に関係のない職員を立ち合わせて行う。

- (4) 再度入札の取扱い

開札をした場合において、入札者又はその代理人等の入札のうち予定価格の制限に達した価格の入札がないときは、再度の入札を行う。

紙による入札の場合は、あらかじめ提出された再度入札用の入札書によって行うこととする。

よって、紙によって入札に参加する場合で、再度入札を希望するときは、必要に応じて複数枚の入札書を提出すること。また、その際、入札書及び中封筒に必要事項の他、何回目の入札書であるかを必ず明記すること。併せて、入札書提出期限までに入札書が提出できるよう、余裕をもって提出すること。

9 入札結果（契約情報）の公表

本調達案件については、入札件名、契約業者名及び契約金額、予定価格等を島根労働局及び厚生労働省ホームページに公表する。

10 その他

- (1) 契約手続きに使用する言語及び通貨 日本語及び日本国通貨

(2) 入札者に要求される事項

開札日までの間において、支出負担行為担当官から提出書類に関し説明を求められた場合には、これに応じなければならない。

(3) 落札者の決定方法

最低価格落札方式とする。ただし、以下に留意すること。

- ① 上記7(1)又は(2)に従い入札書を提出した入札者であって、上記3の競争参加資格及び仕様書の要求要件を全て満たし、当該入札者の入札額が予決令第79条の規定に基づいて作成された、予定価格の制限の範囲内であり、かつ、最低価格での入札者を落札者とする。
- ② 最低価格の入札者となった場合でも、当該契約の内容に適合した履行がされないおそれがあると認められるとき(最低価格で入札した者の入札額が当局が定めた基準額に満たないときは予決令第86条に規定する低入札価格調査を実施したうえで落札者を決定する。)、または、その者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すおそれがある著しく不相当であると認められるときは、予定価格の制限の範囲内の価格をもって申し込みをした他の者のうち、最低の価格をもって申し込みをしたものを落札者とすることがある。
- ③ 入札者又はその代理人等の立会いは実施しないため、落札者となるべき者が2人以上あるときは入札執行事務に関係ない職員がこれに代わってくじを引き落札者を決定するものとする。
- ④ 落札者が決定したときは、入札者又は代理人にその氏名(法人の場合は商号又は名称)及び金額を電話又は電子メール及び電子調達システムの開札結果の通知書により通知するものとする。

(4) 契約書の提出

- ① 競争入札を執行し、契約の相手方を決定したときは、遅滞なく契約書を取り交わすものとする。
- ② 契約書を作成する場合において、契約の相手方が遠隔地にあるときは、まず、その者が契約書の案に記名押印し、さらに支出負担行為担当官が当該契約書の案の送付を受けてこれに記名押印するものとする。
- ③ 上記②の場合において支出負担行為担当官が記名押印したときは、当該契約書の1通を契約の相手方に送付するものとする。
- ④ 支出負担行為担当官が契約の相手方とともに契約書に記名押印しなければ、本契約は確定しないものとする。
- ⑤ 本件契約書が印紙税法の規定により課税対象文書に該当する場合、契約の相手方は、支出負担行為担当官が保存することとなる契約書に印紙税法の規定による額の収入印紙を貼付・消印するものとする。

(5) 落札者における提出書類について

落札後速やかに入札金額内訳書(別添3)を提出するものとする。

(6) 支払条件

別添2の契約書(案)に定めるとおり、業務の履行が行われた後、適法な支払請求書を受理した日から40日以内に契約金額を支払う。

(7) 障害発生時及び電子入札システム操作等の問い合わせ先は下記のとおりとする。

- ・ヘルプデスク 0570-000-683 (ナビダイヤル)
 03-4332-7803 (IP電話等を利用する場合)
- ・ホームページ <https://www.geps.go.jp/>

ただし、申請書類、応札の締め切り時間が切迫しているなど緊急を要する場合には、上記6に連絡すること。

(8) 契約関係種類について

事業者から委任を受けた責任者や担当者から提出される契約関係書類については、事業者として決定であること。また、押印が省略された契約関係書類に虚偽記載等の不正が発覚した場合は、契約解除及び違約金を徴取することがある。

(9) 再委託に関する事項

- ① 契約者に係る事務又は事業の全部を一括して第三者（受注者の子会社（会社法第2条第3号に規定する子会社をいう。）を含む。）に委託することはできない。
- ② 委託事業における総合的な企画及び判断並びに業務遂行管理部分は、再委託してはならない。
- ③ 委託事業の一部を再委託する場合は、事前に再委託する業務、再委託先等を労働局に申請し、承認を受けること。
- ④ 再委託を行う場合は、その最終的な責任は受注者が負うこと。

◎ 様式等

- ・別紙1 入札書
- ・別紙2-1 委任状（代理人）
- ・別紙2-2 委任状（復代理人）
- ・別紙3 一般競争入札参加申込書
- ・別紙4 暴力団排除に関する誓約書
- ・別紙5 自己申告書
- ・別紙6 電子調達案件の紙入札方式での参加について
- ・別紙7 開札承諾書
- ・別紙8 入札関係書類受領書

- *別添1 仕様書
- *別添2 契約書（案）
- *別添3 入札金額内訳書